帯広市立大正小学校　いじめ防止基本方針

令和７年４月４日策定

１　いじめの定義といじめに関する基本的な認識

「いじめ」とは，「児童生徒に対して，当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当，該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。）であって，当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」をいう。

（いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号）第２条第１項）

なお，起こった場所は学校の内外を問わない。

「いじめ」の中には，犯罪行為として取り扱われるべきと認められ，早期に警察に相談することが重要なものや，児童生徒の生命，身体又は財産に重大な被害が生じるような，直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては，教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで，早期に警察に相談・通報の上，警察と連携した対応を取ることが必要である。

以上の考え方のもと，本校ではすべての職員が「いじめが，どの学校，どの学級でも起こりうるものであり，いじめ問題に全く無関係ですむ児童はいない。」という基本認識に立ち，全校の児童が「いじめのない明るく，仲良く楽しい学校生活」を送ることができるように，「いじめ防止基本方針」を策定する。

２　いじめへの対応

対応の５原則

○「いじめは絶対許さない」　→毅然とした態度で臨む
○「いつでもどこでもどの子にも起こり得る」→危機意識をもつ
○「児童の発する小さなサインを見逃さない」→早期発見，早期指導に努める
○「ふれあいの機会や場面を多くもつ」　→児童生徒理解
○「すべての教師で指導に当たる」　→情報連携と行動連携

３　いじめの未然防止のための取組

児童一人ひとりが認められ，お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組む。また，教師一人ひとりがわかりやすい授業を心がけ，児童に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育て，自己有用感を味わい自尊感情を育むことができるように努める。道徳の時間に命の大切さについての指導を行う。また，「いじめは絶対に許されないことである」という認識を児童がもてるように，教育活動全体を通して指導する。そして，見て見ぬふりをすることや知らん顔をすることも「傍観者」としていじめに加担していることを理解させる。

発達障害を含む，障害のある児童がかかわるいじめについては教職員が個々の児童の障害の特性への理解を深めるとともに，個別の支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有を行いつつ，当該児童のニーズや特性を踏まえた適切な指導及び必要な支援を行う。

性同一性障害や性的指向・性自認に関わる児童に対するいじめを防止するため，性同一性障害や性的指向・性自認について，教職員への正しい理解の促進や，学校として必要な対応について周知する。

（１）いじめを許さない，見過ごさない雰囲気づくりに努める。
①「いじめ非行防止サミット」の取組を生かした児童会活動を推進する。
②挨拶運動など，児童会が中心となって児童同士のかかわりが多くもてるようにする。
（２）児童一人ひとりの自己有用感を高め，自尊感情を育む教育活動を推進する。
①児童一人ひとりが，教室や学校の中に自分の居場所があると感じられるよう，つながりやお互いのことを尊重し合えるように活動を計画する。　＜学級活動など＞
②児童の自発的な活動を支える委員会活動を充実させる。＜自治活動＞
③安心して自分を表現し，見通しをもって学習に取り組める発問や指導方法等を工夫する。
＜協働的な学び，わかる授業，個別指導，間違いを許容する学級風土＞
④人とつながる喜びを味わう体験活動を推進する。＜大正 JAGA 育など＞
⑤児童会主催のいじめ防止の集会やいじめ防止の標語の取組を通して児童の意識を高める。

４　いじめの早期発見・早期解決に向けての取組

（１）いじめの早期発見のために，様々な手段を講じる。
①「いじめはどの学校でも，どの児童にも起こり得るものである。」という基本認識に立ち，全ての教職員が児童の様子を見守り日常的な観察を丁寧に行うことにより，児童の小さな変化を見逃さない鋭い感覚を身に付けていく。（つく指導）
②情報を共有し，より多くの目で当該児童を見守る。（職員会議，生徒指導交流）

③異変を感じた時には，教師が積極的に働きかけ児童に安心感をもたせるとともに問題がある場合は相談活動を行い，早期解決に努める。
④定期的ないじめアンケート（道教委・市教委）を行い，情報を収集する。
⑤何かがあったときだけに教育相談を行うのではなく，定期的に計画し，実施する。
（２）いじめの早期解決のために，全教職員が一致団結して問題の解決にあたる。
①いじめ問題を発見した時には，学級担任だけで抱え込むことなく，校長以下全ての教員が対応を協議し，的確な役割分担をして問題の解決にあたる。
②情報収集を綿密に行い，事実確認をした上で，いじめられている児童の身の安全を最優先に考え，いじめている側の児童に対しては毅然とした態度で指導に当たる。
③いじめられている児童の心の傷を癒すために，カウンセラーや養護教諭と連携を取りながら指導する。
④問題に関する指導記録を保存する。
⑤いじめの事案に関わる情報をいじめを受けた児童の保護者やいじめを行った児童の保護者と共有するための措置を行う。
⑥いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは，教育委員会および警察と連携して対処する。
（３）家庭や地域，関係機関と連携した取組
①いじめ問題が起きた時には家庭との連携をいつも以上に密にし，学校側の取組についての情報を伝えるとともに，家庭での様子や友人関係についての情報を収集し指導に生かす。
②学校内だけでなく各種団体や警察と協力して解決に当たる。
③学校や家庭になかなか話すことが困難な状況であれば相談窓口等の利用も検討する。

５　いじめ問題に取り組むための校内組織

（１）学校内の組織（基本的に全職員で対応）
①定例職員会議を情報交流会議とする。
②生徒指導委員会
・生徒指導部が中心となり，校内外の生活に関する指導計画の立案をする。
・全職員で情報の共有化を図る。
・必要に応じて関係職員に絞って委員会を構成する。
（２）家庭や地域，関係機関と連携した組織
・緊急性の高い生徒指導上の問題が発生した場合，状況によって特別生徒指導委員会を組織し，対応に当たる。校長の指示により緊急の支援体制をつくる。
（校長・教頭・生徒指導部・ＰＴＡ会長・警察署・主任児童委員など）
・帯広市教育委員会と綿密な打ち合わせ，連携を図る。

６いじめの解消

いじめは，単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは，少なくとも次の２つの要件が満たされている必要がある。ただし，これらの要件が満たされている場合であっても，必要に応じ，他の事情も勘案して判断するものとする。
（１）いじめに係る行為が止んでいること
被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは，少なくとも３か月を目安とする。ただし，いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は，この目安にかかわらず，学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により，より長期の期間を設定するものとする。
学校の教職員は，相当の期間が経過するまでは，被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し，期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は，改めて，相当の期間を設定して状況を注視する。
（２）被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと
いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において，被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者 に対し，心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。
（「いじめ防止等のための基本的な方針」平成 29 年 3 月 16 日最終改訂）

７　評価サイクル

①方針の周知・確認　＜４月＞
②自己目標シートの作成　＜５月＞
③学期末学校評価で評価，検証　＜７，12 月＞
④改善点の焦点化
⑤年度末評価と反省，次年度の計画　＜２月＞